

2018年度JABEE審査員研修会

《参考資料》

予備審査と暫定認定の概要

2018年度版

一般社団法人 日本技術者教育認定機構
(JABEE)

<https://jabee.org>

予備審査／暫定認定の開始の経緯

■ 海外の認定団体の状況

豪州、香港、南ア、ニュージーランド、台湾

⇒ 暫定認定（Provisional Accreditation）制度

- 認定に値するプログラムであることのPR
- 新規認定のために必要な改善点の指摘

米国

⇒ Readiness Review制度

- 新規審査前に、審査するに値するプログラムかどうかを確認（必須）

■ 2012年のワシントン協定継続加盟審査チームからのRecommendationにより、JABEEも採用を検討

■ 2014年度から予備審査／暫定認定制度の適用開始

認定への道（予備審査の位置づけ）

「プログラム」の定義

- 認定を申請する範囲（学科全体、学科内の一部コース、学科にまたがるコース等）を決定

- 自己点検
- 教育改善
- プログラムの開始

- JABEEの認定基準への適合度を自己点検
- 自己点検結果に基づき、教育システムを改善
- プログラムのスタート（学習・教育到達目標の公開、履修生受け入れ、カリキュラム、シラバス等の開示）

- **予備審査（任意）**
- 分野からの指導、助言（任意）

【任意の取組、省略可】

- 希望により予備審査を受審可能（主としてプログラムのPlanの内容を審査し、問題点等を指摘。暫定認定）
- 希望により予備審査フォローアップ実施
- 希望分野の指導員から指導、助言を受けることが可能

指摘に基づく教育改善

受審年度の決定

- 履修生の修了予定年度、教育プログラムの更なる改善の必要性等を考慮して受審年度を最終決定

- 認定申請
- 新規審査

- 認定申請書の提出
- 自己点検書の提出
- 審査チームとの調整・実地審査（質問に対する説明、補足資料の提出、実地審査の準備、実地審査の実施）
- 必要なら追加説明書、異議申立書、改善報告書を提出

認定

予備審査の目的

- 認定審査準備中のプログラムが社会に向けてアピールするための手段

近い将来、新規審査を受審した場合に認定される可能性が高いと予備審査により認められた場合は、JABEEが「暫定認定」プログラムとして公表し、教育の質保証と継続的改善に組織的かつ計画的に取り組んでいることを社会に向けて明示する。

- 新規審査に向けたプログラムの効率的改善

プログラムとして改善すべき点などをJABEEが指摘・助言することにより、教育機関が早期かつ効率的に教育改善を行って、より質の高いプログラムとして新規審査に臨むことができる（不認定となるリスクの低減）。

予備審査の認定基準 (1/3)

本審査^(注)用の「2012年度改定基準」の下記黒字部分（グレーアウトしていない部分）のみを審査する。

2019年度より新基準を適用予定

基準1 学習・教育到達目標の設定と公開

(1) プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統、資源及び修了生の活躍分野等が考慮されたものであり、社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。

(2) プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習・教育到達目標は、下記の(a)－(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。なお、学習・教育到達目標を設定する際には、(a)－(i)に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解
- (c) 数学及び自然科学に関する知識とそれらを応用する能力
- (d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
- (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
- (g) 自主的、継続的に学習する能力
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (i) チームで仕事をするための能力

基準2 教育手段

2.1 教育課程の設計

(1) 学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、教育課程(カリキュラム)が設計され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。なお、標準修了年限及び教育内容については、個別基準に定める事項を満たすこと。

(2) カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書(シラバス)が作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。

2.2 学習・教育の実施

(1) シラバスに基づいて教育が行われていること。

(2) 学生の主体的な学習を促し、十分な自己学習時間を確保するための取り組みが行われていること。

(3) 学生自身にもプログラムの学習・教育到達目標に対する自分自身の達成状況を継続的に点検させ、それを学習に反映させていること。

(注) 本審査：プログラムに認定を与えるかどうかの判定を行うための新規審査、認定継続審査、中間審査等の総称

予備審査の認定基準 (2/3)

2.3 教育組織

- (1) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。
- (2) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに基づく活動が行われていること。
- (3) 教員の質的向上を図る取り組み(ファカルティ・ディベロップメント)を推進する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。
- (4) 教員の教育活動を評価する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従って教育改善に資する活動が行われていること。

2.4 入学、学生受け入れ及び異動の方法

- (1) プログラムの学習・教育到達目標を達成できるように設計されたカリキュラムの履修に必要な資質を持った学生を入学させるための具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って選抜が行われていること。
- (2) プログラム履修生を共通教育等の後に決める場合には、その具体的な方法が定められ、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の決定が行われていること。
- (3) 学生をプログラム履修生として学外から編入させる場合には、その具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って履修生の編入が行われていること。
- (4) 学内の他のプログラムとの間の履修生の異動を認める場合には、その具体的な方法が定められ、関係する教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の異動が行われていること。

2.5 教育環境・学生支援

- (1) プログラムの学習・教育到達目標を達成するために必要な教室、実験室、演習室、図書室、情報関連設備、自習・休憩施設及び食堂等の施設、設備が整備されており、それらを維持・運用・更新するために必要な財源確保への取り組みが行われていること。
- (2) 教育環境及び学習支援に関して、授業等での学生の理解を助け、学生の勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員、職員及び学生に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。

予備審査の認定基準 (3/3)

基準3 学習・教育到達目標の達成

- (1) シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。
- (2) 学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それによって単位認定が行われていること。編入生等が編入前に取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それによって単位認定が行われていること。
- (3) プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それによって評価が行われていること。
- (4) 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。
- (5) 修了生がプログラムの学習・教育到達目標を達成することにより、基準1(2)の(a)~(i)の内容を身につけていること。

(注) 上記の黒字部分の中で個別基準を参照している項目に関しては、本審査用の個別基準を参照する。

基準4 教育改善

4.1 教育点検

- (1) 学習・教育到達目標の達成状況に関する評価結果等に基づき、基準1-3に則してプログラムの教育活動を点検する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が行われていること。
- (2) その仕組みは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、仕組み自体の機能も点検できるように構成されていること。
- (3) その仕組みを構成する会議や委員会等の記録を当該プログラムに関わる教員が閲覧できること。

4.2 継続的改善

教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。

分野別要件

プログラムに認定基準を適用する際に、当該認定分野において必要とする補足事項は、個別基準において別途定める。

2019年度より改定した認定基準により審査を行う予定です。
ただし、改定による本質的な内容の変更はありませんので、
現行基準を使用した予備審査で指摘された事項は、2019年
度以降も当てはまります。

予備審査の年間スケジュール (2018年度)

3月1日
~3月31日 予備審査申請 (P)

6月 予備審査申請受理審議 (予備審査委員会)

6月~7月 審査員候補者選定/推薦 (当該分野学協会)

7月 審査チーム編成審議 (予備審査委員会)

~8月31日 自己点検書提出 (P)

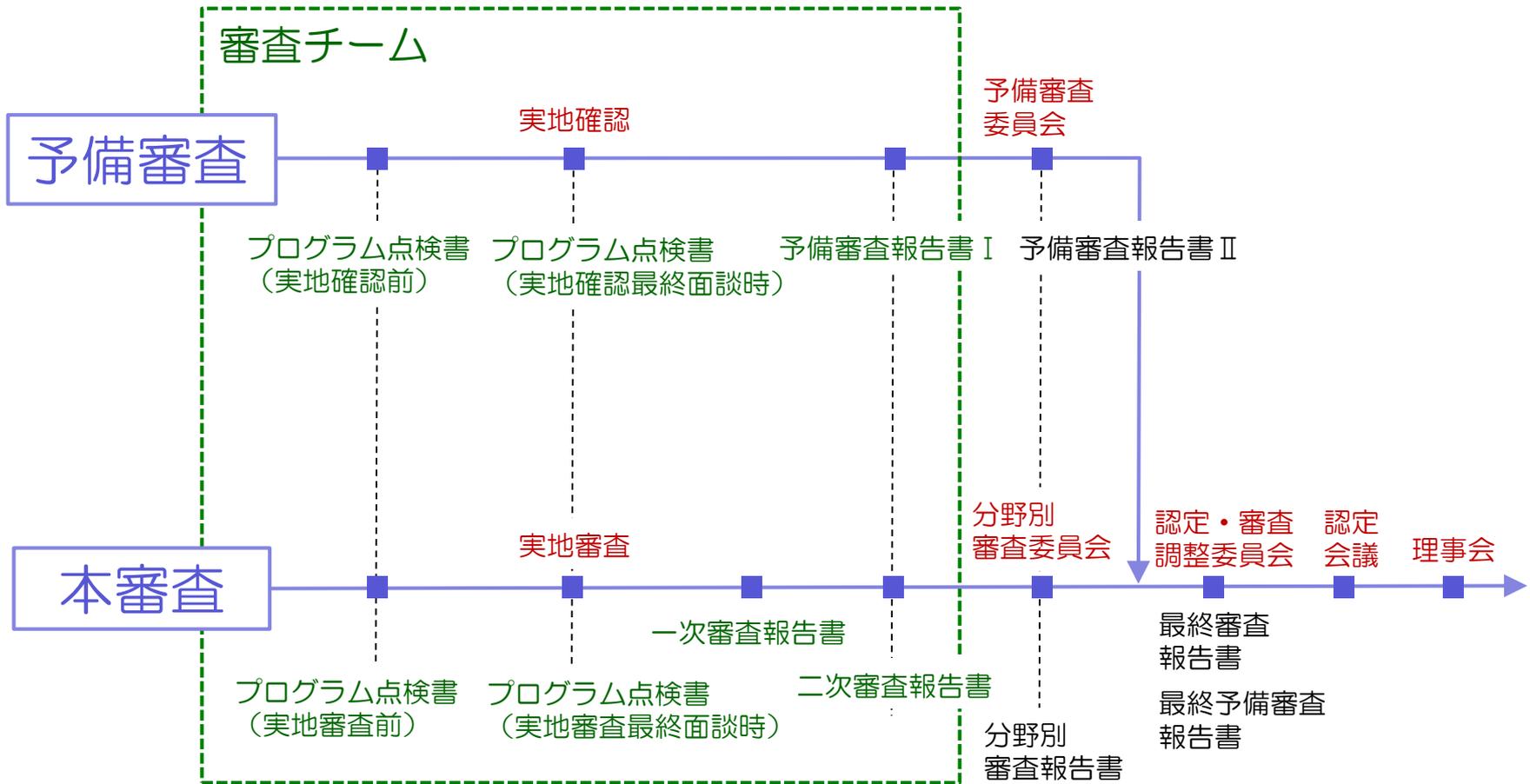
11月 自己点検書等の確認/実地確認 (審査長/P)

12月~2月 審査結果の調整審議

3月 暫定認定可否の決定及び通知・公表

プログラムが行う項目

審査・認定の流れ



※予備審査では、プログラムに渡るのはプログラム点検書（実地確認最終面談時）及び最終予備審査報告書（審査結果）のみ。
（本審査の一次審査報告書に相当するものはない。）

審査チームの構成

■ 審査長：1名

- 審査チームを指揮し、自己点検書受領から審査結果を予備審査委員会に提出する間の審査を進める。
- 実地確認を実施する。

■ 審査員：1名

- 審査長に協力して審査を進める。
- 実地確認には同行しない。

- 原則としてオブザーバーはつけない
- 審査長の役割は、基本的には本審査と同様
- 審査員は自己点検書による書類の審査のみ実施
- 審査長、審査員の資格要件は本審査と同じ

審査チームの業務

実地
確認前

- 自己点検書、補足資料等に基づく審査
- プログラム側との調整、問い合わせ

プログラム点検書
(実地確認前)

実地
確認

- 教育機関／プログラム運営組織との面談、施設見学等
- 総括報告文読み上げ、プログラム点検書手渡し

【旅程は原則として日帰り】
【旅費はJABEEが負担】

プログラム点検書
(実地確認
最終面談時)

総括報告文
(読み上げだけ)

実地
確認後

- 予備審査報告書の作成とJABEEへの提出（プログラムには提出しない）

予備審査報告書 I

予備審査の留意点 (1/5)

- 予備審査の実施対象
 - 本審査の対象となるプログラムすべて
- プログラムの形態、暫定認定の認定種別／認定分野
 - 本審査と同じ
- 審査の方法
 - 審査項目ごとのACWD判定は行わない
 - 指摘された問題点を暫定認定有効期間内に改善し、その改善されたプログラムを適切に運営すれば、新規審査の受審までに認定基準を満たす可能性が高いと判断されたプログラムは「暫定認定」と判定

予備審査の留意点 (2/5)

■ 実地確認

- 予備審査における現地での確認作業は「実地確認」と呼ぶ
- 予備審査では必ずしもプログラム履修生の学習・教育の成果を確認することができないため、実地確認では基準に対する適合状況の確認というよりも、関係者、とりわけ教育機関の責任者との面談により教育改善への取り組みを確認することが主要な目的となる
- 審査長のみが実施
- 期間は1日とし、原則として日帰り
- 実地確認の標準的プロセスは設定していない
(必要に応じて検討)

予備審査の留意点 (3/5)

■ 予備審査委員会の役割

- 予備審査の申請の受理審議
- 審査チーム編成審議
- 予備審査報告書Ⅰに基づく審査結果の調整審議
(本審査における分野別審査委員会に相当)
- 予備審査報告書Ⅱの作成と認定・審査調整委員会への提出

■ 予備審査委員会の構成

- 認定・審査調整委員会の委員長推薦委員の中から推薦された委員及び当該年度に予備審査を実施する分野の分野推薦委員

予備審査の留意点 (4/5)

■ プログラム点検書と審査報告書

文書	作成	提出先
プログラム点検書 (実地確認前)	審査チーム プログラム	プログラム ⇔ 審査チーム
プログラム点検書 (実地確認最終面談時)	審査長	プログラム
予備審査報告書I	審査長	予備審査委員会
予備審査報告書II	予備審査委員会	認定・審査 調整委員会
最終予備審査報告書	認定・審査 調整委員会	

※本審査における「追加説明書」、「異議申立書」、「改善報告書」に相当する文書の提出機会はない。

予備審査の留意点 (5/5) 審査報告書記載例

番号	点検項目	根拠・指摘事項
1	基準1 学習・教育到達目標の設定と公開	
1(1)	(1)プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統、資源及び修了生の活躍分野等が考慮されたものであり、社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。	技術者像が定められ学内に公開されていることをWebで確認した。プログラムに関わる教員との面談で周知されていることも確認した。当該プログラムに進む学生はまだいない(2年進学時にコース分けが行われる)が、ガイダンスでの配布資料で1年次学生に知らされていることは確認した。さらに、実地確認での資料および面談によって、社会の要求・学生の要望に配慮して技術者像が定められたことを確認した。
1(2)	(2)プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習・教育到達目標は、下記の(a)～(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。なお、学習・教育到達目標を設定する際には、(a)～(i)に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。	技術者像に照らして、また(a)～(i)を具体化し個別基準への考慮も払った学習・教育到達目標が定められていること、および学内外に公開されていることをWebで確認した。プログラムに関わる教員との面談で周知されていることも確認した。当該プログラムに進む学生はまだいない(2年進学時にコース分けが行われる)が、ガイダンスでの配布資料で1年次学生に知らされていることは確認した。
2	基準2 教育手段	
2.1	2.1 教育課程の設計	
2.1(1) 個別基準 3-1	(1)学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、教育課程(カリキュラム)が設計され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。カリキュラムは、4年間にわたる学習・教育で構成され、当該分野にふさわしい数学、自然科学及び科学技術に関する内容が全体の60%以上であること。	<p>学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、教育課程(カリキュラム)が設計され、当該プログラムに関わる教員および学生(の候補である1年生)にWebで開示されている。プログラムの学習・教育到達目標と主要な科目との対応関係が自己点検書表3には明確に示されている。カリキュラムは4年間にわたる学習・教育で構成され、当該分野にふさわしい数学、自然科学および科学技術に関して取得しなければならない単位数は124単位中60%以上である。</p> <p>ただし、学習・教育到達目標の科目への対応が個別特定化されすぎているので、(予備審査の審査対象ではないものの新規審査では重きをおいた審査対象となる)目標達成の確認が難しくなる恐れが強い。特に、このプログラムでは124単位を取得すれば目標が達成できたと判定する仕組みになっているので、学習・教育到達目標の特定項目を担うのが特定科目1つだけでしかも必修になっていないと、全員が達成できる保証がない、と判断されてD判定とされてしまう恐れさえある。例えば、目標(1)の「XXXXXXXXXX」(基準1(2)(a)にあたる)を担う科目が選択科目となっているので、履修生全員がこの目標(1)を確実に達成するための何らかの改善を要する。また、ジェネリックスキルに関しては、初年次の特定科目だけがその達成を担うカリキュラムであると、その目標の十分なレベルでの達成を説明しにくくなる。例えば、より多く、かつ、複数学年に配置される科目で学生自身がPDCAを実践する機会を与えることで、達成度が十分なレベルにまで順次高まっていると(共通の確認方法-たとえばルーブリックを用いて)確認できるような構成にする、などの工夫が欠かせないことにも留意する必要がある。</p>

■ 暫定認定された場合

- JABEEはプログラムの名称及び暫定認定開始年度を公表
- 暫定認定有効期間は予備審査を実施した年度を含めて最長5年間（延長なし）
- 暫定認定有効期間内に新規審査により認定された場合は、その認定開始時点で暫定認定は終了
- 暫定認定の維持料は不要

予備審査フォローアップ (1/3)

■ 概要及び目的

- 予備審査で指摘された事項への対応状況やその他の改善の状況を確認し、さらに改善が必要あるいは望ましい場合はそれを指摘することで、新規審査に向けた適切な対応を促す

■ 実施時期及び申請

- 予備審査を実施した年度の翌年度から暫定認定有効期間が終了する年度までの期間中に申請があった場合、1回のみ実施できる
- 申請するかどうかは任意

予備審査フォローアップ (2/3)

- フォローアップ用自己点検書
 - 予備審査の際に提出した自己点検書を、**以後の改善を反映させて更新し提出**
 - **更新箇所が容易に判別できるように作成する**
 - 改善の趣旨や内容に関して、**適宜説明を付加する**
- 審査員及び作業内容
 - 原則として**予備審査を実施した審査チームのうちの1名**（審査長又は審査員）が実施
 - 提出されたフォローアップ用自己点検書に基づく状況の確認（プログラムからの希望があれば実地確認も実施）

予備審査フォローアップ (3/3)

- 結果の作成、承認及びプログラムへの報告
 - 審査員は、予備審査フォローアップの結果を、**予備審査で作成された最終審査報告書に追加して、フォローアップ用審査報告書として**JABEEに提出
 - フォローアップ用審査報告書は**予備審査委員会、認定・審査調整委員会の審議を経て承認され、**内容が確定
 - 確定した予備審査フォローアップの結果は、JABEEからプログラムへ送付

予備審査に関する情報については、下記のサイトを参照願います。

<https://jabee.org/accreditation/provisional/>

JABEE

予備審査と暫定認定の概要

終

必ず当該年度の情報をJABEEウェブサイト
の「認定・審査」ページから！

審査にあたっては、あるいはオブザーバーとしての参加にあたっては
必ずその年度の審査用文書類、様式等を使用してください。

<https://jabee.org>